

# 全大阪消費者団体連絡会会則

## 1条（名称）

本会は、全大阪消費者団体連絡会といい、略称は大阪消団連とします。

## 2条（事務所）

本会の事務所は、大阪市内に置きます。

## 3条（目的）

本会は、物価値上げに反対し、消費者の生命とくらしを守り、消費者の権利擁護と確立を期するため、在阪消費者団体等の協力協同と連絡をはかり、関西並びに全国の消費者団体との連携を強め、消費者運動を推進します。

## 4条（参加団体の構成）

本会は、前項の目的に賛同する消費者団体等であって、理事会の承認を得たものをもって構成します。

## 5条（構成と運営）

本会に、次の機関を置きます。

総会、理事会、常任理事会、監事会

(2)本会の役員は、参加団体から1名ずつ選出された理事をもって構成します。

(3)本会の役員の任期は総会から次期総会までとし、再任は妨げません。

## 6条（総会）

総会は、本会の最高決議機関で、役員と参加団体代表者で構成し、隔年毎1回開催します。団体毎の代表者数は、総会前の理事会に於いて協議決定します。

総会の審議・決定事項は以下のとおりとします。

- ① 前の総会以降の活動報告
- ② 次期総会までの活動方針
- ③ 役員を選出
- ④ 会則の改正
- ⑤ 会費1口当たりの金額の変更
- ⑥ 他の必要事項

## 7条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ決議機関で、全役員をもって構成、原則として隔月1回開催し、年間運営の協議決定を行います。

(2) 理事会は、毎年度の決算及び予算を審議し、承認・決定します。その承認・決定事項は、総会の報告事項とします。

(3)本会の運営は、参加する各団体の独自の立場を認め、友愛と信義を基に、民主的に運営します。

## 8条（常任理事会）

常任理事会は、総会で選出された常任理事で構成します。

(2)常任理事会は、本会の運営執行にあたります。

(3)常任理事会は本会の執務を統括、分担し、事務局を主宰する事務局長1名、事務局長を補佐する事務局次長若干名を常任理事中より互選し、総会で確認します。専従事務局長選出団体はさらに1名の理事を選出します。

なお、事務局長に事故ある時は、理事会の議を経て事務局長代行をおくことができます。

(4) 本会の職務遂行上、常任理事の中から互選して、若干名の代表理事をおくことができます。

## 9条（監事会）

監事会は、総会で選出された監事で構成し、本会の財政業務を監査します。

(2) 選出された監事の所属する団体は、監事とは別の者を理事とすることができます。

## 10条（事業）

会則第3条に定めた目的達成のため、本会は、理事会で決定した協力協同行動の推進、各種

調査・研究・試験・監視活動をおこないます。

(2)本会は、消費者運動ニュース（CYCLE）を発行します。

#### 11 条（専門委員会）

常任理事会は必要に応じ、理事会の議を経て専門委員会を設置することができます。専門委員会の構成並びに運営については、その都度理事会に於いて決定します。

#### 12 条（財政）

本会の財政は、会費・募金その他をもってこれにあてます。ただし、営利事業団体からの募金・寄付金は、いかなる名目によらず、受け取らないことにします。

#### 13 条（会費）

参加団体の会費は毎月 1 口 2,000 円とし、口数は理事会に於いて協議の上、参加団体毎に定めます。

このほか、理事会の申し合わせにより、特別会費を徴収することができることとします。

(2)会費 1 口の額を変更した場合による納付は、改正総会の翌月から有効としますが、団体によっては移行措置期間を 2 年の範囲で認めることとします。

#### 14 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

#### 15 条（会計監査）

会計監査は会計年度毎に 1 回監査し、理事会に報告します。

(2)総会開催年度には、前回総会以降の監査状況について総会にも報告します。

(3)理事会および参加団体より監査請求があったとき、あるいは監事が必要と認めたときは、監査を臨時に行うことができます。

#### 16 条（事務局員）

事務局長、事務局次長を補佐し、具体的事務処理を任とする事務局員を理事会の承認を得て置くことができるものとします。

#### 17 条（専従役員）

本会に専従役員を置くことができます。

具体的に配置する場合には、総会の決定を必要とします。

#### 18 条

この会則に定めのない事項について疑義が生じた時は、理事会の議を経て決定し、総会の承認を得るものとします。

#### 19 条（附則）

この会則は、総会で改正することができます。

(1) 本会則は、昭和 47 年 7 月 22 日施行

昭和 48 年 9 月 21 日 一部改正

昭和 48 年 10 月 27 日 一部改正

昭和 50 年 1 月 29 日 一部改正

昭和 50 年 12 月 20 日 一部改正

昭和 52 年 2 月 15 日 一部改正

昭和 56 年 5 月 19 日 一部改正

昭和 59 年 7 月 3 日 一部改正

昭和 62 年 7 月 28 日 一部改正

平成 1 年 9 月 5 日 一部改正

平成 2 年 8 月 21 日 一部改正

平成 10 年 9 月 4 日 一部改正

平成 13 年 9 月 21 日 一部改正

平成 18 年 9 月 16 日 一部改正

平成 20 年 10 月 4 日 一部改正